

“市街化調整区域の地区計画制度”を活用した 住宅団地開発への助成について

～ 郊外部地域における持続的なコミュニティ維持に向けた助成制度のご案内 ～

1 助成制度の概要

○制度の目的

市では、人口減少や超高齢社会においても持続的に発展できる「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」形成に向け、地元まちづくり組織が主体となった地区計画の検討に参画いただいた場合、地区計画を活用した住宅団地開発のうち公共施設整備費（道路・公園など）の一部を助成します。

○対象地区

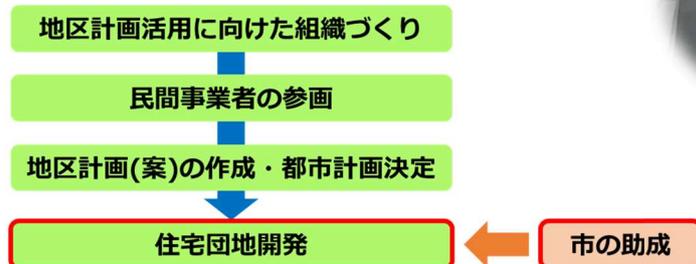
市街化調整区域の地域拠点及び小学校周辺のうち、一定の条件に基づく開発計画における事業収支から事業採算性の確保が難しい地区として市が助成対象に指定する 11 地区

1 篠井地域拠点	2 城山西小周辺	3 上河内東小周辺	4 田原西小周辺
5 清原北小周辺	6 瑞穂野南小周辺	7 国本西小周辺	8 富屋地域拠点
9 平石北小周辺	10 清原南小周辺	11 豊郷北小周辺	

○対象者

地元まちづくり組織が主体となった取組に参画し、地区計画を活用した住宅団地開発を行う民間事業者

地元まちづくり組織主体の地区計画の主な検討の流れ



○対象事業

地区計画制度を活用した住宅団地開発事業

○補助額（算定方法）

公共施設整備費（道路や公園など）に、対象地区ごとの補助率を乗じた額

$$\text{補助額} = \text{公共施設整備費} \times \text{補助率}$$

※ 補助の対象となる公共施設整備費は、市が定める対象施設ごとの標準単価に開発計画における施工量（面積など）を乗じた額、または、対象施設に係る実際の工事請負額のいずれか少ない額（対象地区ごとの補助率や標準単価は裏面のとおり）

○交付要件

- ・ 地元まちづくり組織が主体となった地区計画活用に向けた取組であること
- ・ 地区計画制度を活用した住宅団地開発において他の補助を受けていないこと
- ・ 市税を滞納していないこと

2 対象地区・補助率等

○対象地区及び補助率

対象地区ごとの補助率は、以下のとおりです。

補助率は、分譲価格の目安である公的地価を踏まえ設定しています。

対象地区	補助率
1 篠井地域拠点（篠井地区市民センター周辺）	50%
2 城山西小学校周辺	
3 上河内東小学校周辺	
4 田原西小学校周辺	
5 清原北小学校周辺	
6 瑞穂野南小学校周辺	40%
7 国本西小学校周辺	
8 富屋地域拠点（富屋地区市民センター周辺）	30%
9 平石北小学校周辺	20%
10 清原南小学校周辺	
11 豊郷北小学校周辺	

○対象施設ごとの標準単価

標準単価は、道路や公園、調整池の標準的な整備内容を基本に、公共工事設計労務単価などをもとに算定しています。詳しくはお問い合わせください。

対象施設	標準単価	備考（主な整備内容）
ア 道路	17,000円/m ² (1平方メートル当たり)	舗装（アスファルト舗装）、側溝（断面 300mm×300mm）※幅員 6m の場合
イ 公園	26,000円/m ² (1平方メートル当たり)	ダスト舗装、公園施設（ベンチ、水飲み器、スプリング遊具）、車止め、サイン、フェンス、植栽
ウ 調整池	24,000円/m ³ (1立方メートル当たり)	掘込式（コンクリートブロック積）、管理用通路（コンクリート舗装）、フェンス、排水施設（オアシス板、スクリーン）

※ 対象地区や標準単価などについては、社会経済環境などを踏まえ、適宜見直しを行います。

【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課（市役所 11 階）

電話番号：028-632-2563 ファクス：028-632-5421

メールアドレス：u55000505@city.utsunomiya.tochigi.jp

詳しくは市HPをご覧くださいか、NCC推進課へお問合せ下さい。

